

2021年11月
アライアンス・バーンスタイン株式会社

ABグローバル高利回り債券ファンド(愛称) 米ドル建クラスAA証券(毎月分配型)／米ドル建クラスA2証券(資産成長型) ルクセンブルグ籍／オープン・エンド契約型外国投資信託／米ドル建

分配金額の引下げについて

※ファンドの正式名称は、「アライアンス・バーンスタイングローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ」で、ファンドの愛称として「AB グローバル高利回り債券ファンド」、各クラス証券の愛称としてそれぞれ「米ドル建クラス AA 証券(毎月分配型)」および「米ドル建クラス A2 証券(資産成長型)」を使用します。当資料が対象とするファンドのクラス証券は、米ドル建クラス AA 証券(毎月分配型)です。

「ABグローバル高利回り債券ファンド 米ドル建クラスAA証券(毎月分配型)」は、2021年12月分(分配基準日は12月31日)から、分配金額*を以下のとおりに変更いたします。変更後の分配金額は、2022年1月からお支払いいたします。

AB グローバル高利回り債券ファンド (米ドル建クラス AA 証券(毎月分配型))

新分配金(1 口当たり、課税前)	0.0685 米ドル
旧分配金(1 口当たり、課税前)	0.0740 米ドル

*運用状況によっては、分配方針が変わることや分配金が支払われない場合があります。

ファンドは今後も引き続き、高水準なトータル・リターンの獲得を目指して運用を行います。引き続き、ファンド全体のリスク水準については慎重に対応しつつ、魅力的な機会を選別し投資を行う方針です。

今後もファンドをご愛顧賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

当資料は情報提供のみを目的として、アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)の資料に基づき、アライアンス・バーンスタイン株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると判断される情報をもとに作成しておりますが、その正確性、適時性を保証するものではありません。アライアンス・バーンスタイン及び AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

1口当たり純資産価格の推移

(2014/1/9—2021/10/31)

クラス AA 証券(毎月分配型) 米ドル建て(月次ベース)



※設定日(2014年1月9日)の1口
当たり純資産価格は15米ドル。
※上記の分配金再投資1口当たり
純資産価格は、上記の期間に分配
されたファンドの収益分配金(税引
前)を全額再投資されたとして計算
しています。なお、申込手数料等は
反映されていません。

*ブルームバーグ・グローバル・ハイ・イールド・インデックス(米ドルヘッジ)。ファンドのベンチマークです。

ファンドの特性

平均実効デュレーション	4.27 年
平均格付け	BB
平均利回り	6.07%
組入銘柄数	2,610

※平均利回りは、早期償還等を考慮した最終利回りです。

※平均格付けとは、ファンドの組入証券に係る信用格付けを加重平均したものであり、ファンド証券に係る信用格付けではありません。信用格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチのうち上位のものを採用しています。

ポートフォリオ構成

セクター	比率
高利回り社債	48.06%
外貨建エマージング債	13.97%
国債	10.91%
投資適格社債	7.21%
モーゲージ担保証券	4.98%
商業用不動産担保証券	4.69%
現地通貨建エマージング債	3.42%
優先証券	3.08%
エマージング準ソブリン債	2.27%
その他	1.41%
合計	100.00%

国	比率
米国	59.49%
ブラジル	3.56%
ルクセンブルグ	2.89%
英国	2.82%
メキシコ	2.76%
カナダ	1.99%
コロンビア	1.46%
エジプト	1.33%
ウクライナ	1.18%
その他	22.52%
合計	100.00%

格付	比率
AAA	8.73%
AA	0.22%
A	0.52%
BBB	14.90%
BB	29.63%
B	28.42%
CCC以下	11.38%
格付けなし	5.76%
短期証券	0.44%
合計	100.00%

通貨	比率
米ドル	100.23%
エジプトポンド	0.53%
ナイジェリアナaira	0.06%
ドミニカペソ	0.04%
英ポンド	0.04%
その他	-0.90%
合計	100.00%

※データは、2021年10月末日現在

※四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

※セクター別構成比率における国債には、デリバティブ取引における担保および先物を含みます。

※過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。

※当資料はファンドの組入証券を推奨または取得申込みの勧誘を行うものではありません。

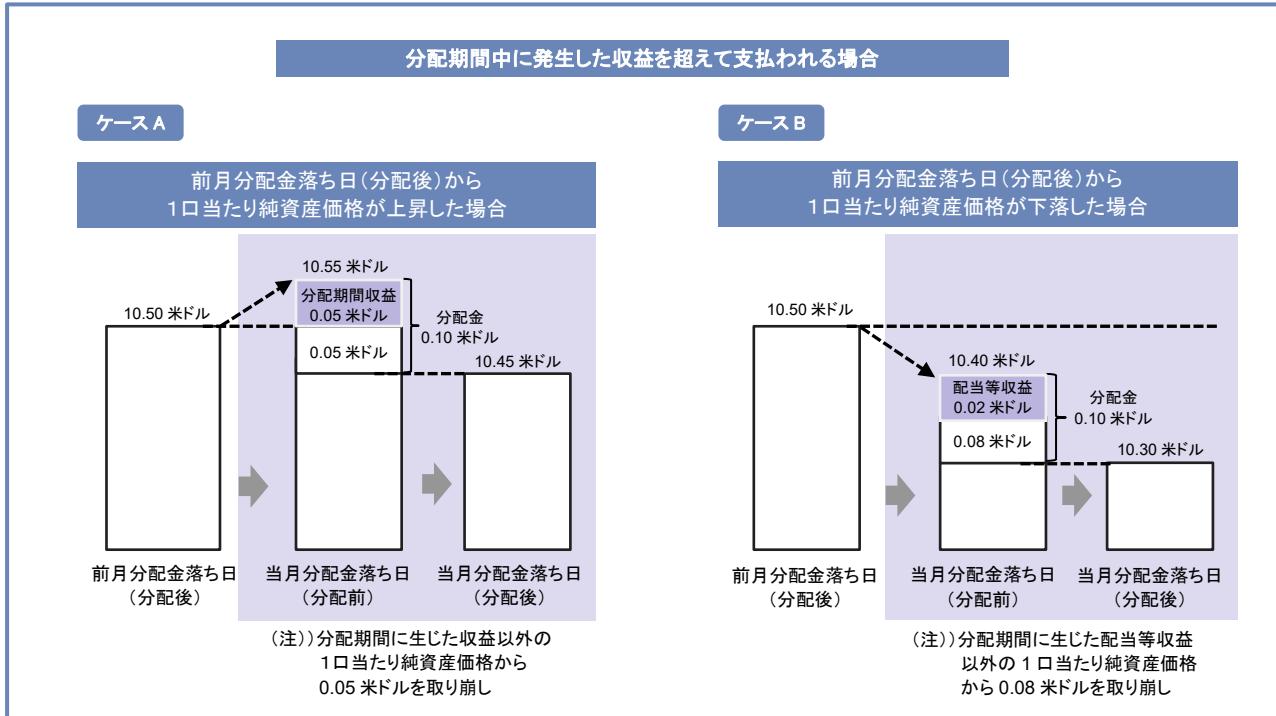
※出所:AB

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金支払い後の1口当たり純資産価格は前月の分配金支払い後の1口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの收益率を示すものではありません。

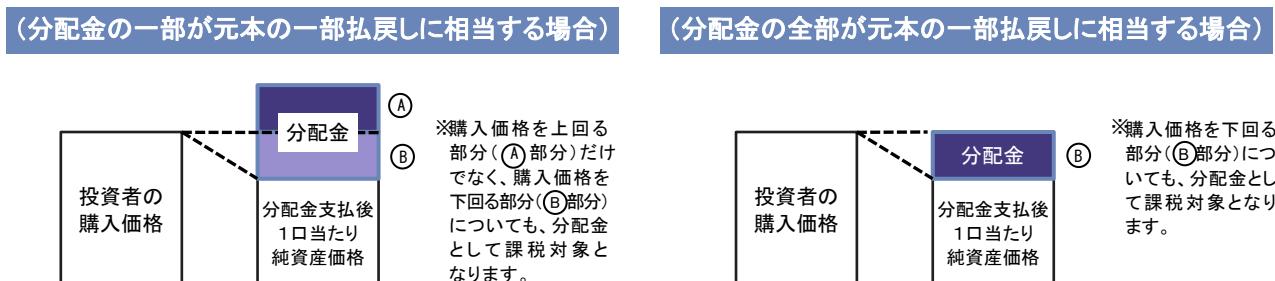


(注)分配金は、分配方針に基づき支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、毎月の分配金の支払により、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。



(注)分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの主なリスクについて

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、金融デリバティブ商品を利用します。ファンドは、バリュー・アット・リスク・アプローチを用います。ファン
ドが投資する債券は、当該債券を発行する民間および公的機関の信用リスクを負っており、その時価は金利の変
動により影響を受けます。ファンドの投資する債券は投資適格水準を下回ることがあるため、ファンドは、投資適格
または同等の水準の債券のみに投資するファンドの場合よりも、高いリスクを負うことになります。非投資適格証券
はまた、元利金を失うリスクがより高く、一般に、流動性がより少なくかつより不安定です。

(リスク要因)

ファンドの主なリスク要因は、以下のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

【通貨リスク】

ファンドの裏付けとなる投資対象は、当該ファンドの表示通貨とは異なる一または複数の通貨で表示されることが
あります。これは、かかる裏付けとなる投資対象の為替変動が当該ファンドの受益証券の純資産価格に大きな影
響を及ぼすことがあることを意味します。ファンドによる特定の通貨建て証券への投資は、当該通貨の価値が一ま
たは複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負っています。

【カントリー・リスク】

ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資することができます。各国の経済は、国内総生産
または国民総生産の成長、インフレ率、資本の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点にお
いて、有利、不利にかかわらず各々異なります。一般的な発行体は、インサイダー取引規則、市場操作に関する制
限、株主委任状要件および情報の適時の開示等の事項につき、様々な程度の規制を受けます。発行体の報告、会
計および監査基準が、重要な点について国家間で著しく異なることがあります。国有化、収用もしくは没収による
課税、通貨ブロック、政変、政府規制、政治的もしくは社会的不安定または外交上の展開により、ある国の経済ま
たは当該国へのファンドの投資が悪影響を蒙ることもあります。

【流動性リスク】

流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生します。流動性リスク
は、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および／または、収益を分配する能
力にも影響を及ぼすことがあります。

【市場リスク】

多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って
変動し、また下落する可能性があります。

【新興市場リスク】

ファンドは新興市場の発行体の証券への投資を認められることがあります。その結果、ファンドは、より発展した市
場に所在する発行体の株式のみに投資するファンドに比べ、より大きな値動きとかなりの流動性不足を経験するこ
とがあります。新興市場の発行体が発行する証券に対する投資には、発達した市場の発行体が発行する証券に投
資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴います。

- (i) 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、発達した資本市場において同等の発行体が発行する証券に
比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- (ii) 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率また
は外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- (iii) 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その
他の法律・規制が存在しましたは今後課せられる可能性があること。
- (iv) 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、ファンドの投資
機会の制約につながる国家政策が実行されうること。
- (v) 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

ファンドの主なリスクについて

【デリバティブ・リスク】

ファンドはデリバティブを利用することができますが、これは、その価値が裏付けとなる資産、参照レートまたは指数の価値に依拠または由来する金融契約です。投資顧問会社は、時に、他のリスクの軽減を企図する戦略の一環としてデリバティブを利用します。しかしながら、概して、ファンドは、収益を得るため、利回りを向上させかつ組入証券をさらに分散させるための直接的投資としてもデリバティブを利用することがあります。取引の相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブはプライシングおよび評価が困難となるリスク、ならびにデリバティブの価値の変動が関係する裏付け資産、レートまたは指数と完全に連動しないことがあるリスクを伴っています。

【債券および金利】

債券に対するファンドの投資の価値は、一般的金利水準の変動につれて変化します。金利低下局面では債券の価格は一般に値上がりするものの、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には組入証券の価格は金利とともに下落することがあります。反対に、金利上昇局面では債券の価格は一般に値下がります。金利の変動は、満期までの期間およびデュレーションが短い債券に比べ、これらがより長期である債券により大きな影響を及ぼします。

【債券のリスク – 低格付および無格付】

ファンドの資産は、低格付の範疇に格付されている（非投資適格）または格付がないが投資顧問会社により同等の品質であると判断されている高利回りの高リスク債務証券に全部または一部が投資されることがあります。非投資適格の債務証券は、一般に「ジャンクボンド」と称し、高格付証券よりも大きい元利金の損失リスクを負っているとみなされ、また景気後退または金利の上昇が継続する期間にはいずれも低下する可能性がある利息を支払い元金を償還する発行体の能力について、非常に投機的であるとみなされます。低格付証券は、通常、景気の悪化時には高格付証券に比べより大きい市場リスクを負っているとみなされます。さらに、低格付証券は投資適格証券に比べ実際のまたは感知される不利な経済状況および競合する業界状況の影響を受けやすいことがあるものの、低格付証券の時価は高格付証券の時価よりも金利レベルの変動にあまり反応しない傾向があります。低格付証券の市場は高格付証券の市場よりも厚みが乏しくかつ活発ではないことがあります、これが低格付証券の販売価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

【信用リスク – ソブリン債】

ソブリン債に投資することにより、ファンドは、様々な国の政治、社会および経済の変動の直接的または間接的結果にさらされます。ある国の政変において、当該国の政府の債務の適時支払を実行または準備しようとする積極的対応に影響することがあります。特にインフレ率、対外債務の額および国内総生産に反映される国家の経済状態はまた、政府の債務返済能力に影響を及ぼします。

【信用リスク – 法人債務】

ファンドは、企業およびその他機関により発行される債務に投資することにより、特定の発行体が当該債務についてその支払債務その他を履行しないことがあるというリスクを負っています。さらに、発行体の財政状態に悪化が生じ、その結果として格付機関により当該発行体およびその債務に対し割り当てられる信用格付が引き下げられ、非投資適格になる可能性があります。かかる財務状況の悪化または信用格付の低下により、発行体の債務の価格ボラティリティが増大するとともに流動性が悪影響を受け、当該債務の売却がより困難になることがあります。

ファンドのリスク要因は上記のものに限られません。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

ご留意事項

- ※ 当資料はアライアンス・バーンスタイン(AB)*が信頼できると判断した情報に基づき、作成した販売用資料です。情報の正確性、完全性について保証するものではありません。当資料に掲載されている数値・図表等は特に断りのない限り当資料作成日現在で入手可能なものに基づいております。なお当資料中のいかなる内容も将来の投資収益の獲得を示唆ないし保証するものではありません。*アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社を含みます。
- ※ 具体的な証券に対する言及は、特定の投資セクターに関する情報を提供する目的で、あるいはアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの投資哲学の適用について説明する為に提示されており、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーによる推奨とはみなされません。示された上述の具体的な証券は、その時々でファンドによって保有されるかもしれませんし、あるいは保有されないかもしれません。
- ※ 当資料で要約された取引はファンドが購入、売却あるいは入替えを行った証券についての取引を表し、情報提供のみを目的として提供されています。記載された具体的な証券はファンドが購入あるいは売却した全銘柄を表すものではありません。表明された見解及び見通しはアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの現在の見解のみを表し、一般的な市況だけでなくアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが現在利用可能な情報も反映しています。当該見解は実証されないかもしれません多くの仮定を含んでおり、予告なく変更される場合があります。特定された証券への投資全てに利益が出ると見なされるべきではなく、また将来の投資に利益が出ないこともあります。
- ※ 将来的市場環境の変動等により、今後、運用方針を変更する場合があります。
- ※ ファンド証券の取得のお申込に当たっては、販売取扱会社において投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に渡しますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の記載事項をご確認の上、投資の最終決定はご自身でご判断ください。また、ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、販売取扱会社にご請求ください。当該販売取扱会社を通じて請求目論見書を交付いたします。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされています。

お申込みメモ

【購入の申込期間】 最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご確認下さい

※申込みは、販売取扱会社の営業日に受け付けることができますが、販売取扱会社による管理会社への発注はファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に行われます。

※「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいいます。

(注)ファンドは、米国市民、米国の居住者もしくは法人に該当しない方に限り、ご購入いただけます。詳細は、請求目論見書をご参照ください。

【購入(申込)価格】 管理会社が申込みを受領したファンド営業日におけるファンド証券の1口当たり純資産価格

【購入(申込)単位】 申込単位は、販売取扱会社が独自に定めます。

※ 詳細については、販売取扱会社にお問い合わせください。

【購入(申込)代金】 申込代金は、買付約定日から起算して日本における4営業日目までに申込代金および申込手数料をお支払いください。

※「買付約定日」とは、販売取扱会社が買付注文の成立を確認した日(通常、申込受付日の日本における翌営業日)をいいます。

※申込代金は、「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款の定めるところに従って、円貨または外貨によってお支払いできます。

【換金(買戻)日】 ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができます。

【換金(買戻)価格】 管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日におけるファンド証券の1口当たり純資産価格

【換金(買戻)単位】 買戻単位は、販売取扱会社が独自に定めます。

※ 詳細については、販売取扱会社にお問い合わせください。

【換金(買戻)代金】 買戻代金は、買戻約定日から起算して日本における4営業日目にお渡し致します。

※「買戻約定日」とは、販売取扱会社が買戻請求の成立を確認した日(通常、申込受付日の日本における翌営業日)をいいます。

※買戻代金は、「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて円貨または外貨でお支払い致します。

【購入(申込)および換金(買戻)受付時間】

受付時間については、販売取扱会社にお問い合わせください。

【換金(買戻)制限】 クローズド期間はありません。管理会社は、1取引日にファンドまたはファンド証券の 10%を超える買戻請求を受領した場合に、かかる取引日の受益証券の買戻しを制限することができます。

【購入・換金(買戻)の受付の中止および取消し】

管理会社は、次の場合には、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止することができます。その結果として、ファンド証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

(イ) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取り扱う外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限・停止した場合。

(ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正當にまたは正常に実行することができない場合。

(ハ) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

(二) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

【信託期間】 ファンドの存続期間は無期限です。

【線上償還】 管理会社は、ファンドをいつでも解散させることができます。

【決算日】 毎年 8 月 31 日

【収益分配】 米ドル建クラス AA 証券(毎月分配型)

管理会社は、毎月分配を宣言し、支払うことができます。管理会社は分配金を総収益(手数料および費用控除前)に基づき決定し、実現および未実現利益ならびに元本を原資とすることができます。管理会社の判断により分配を行わない場合もあります。

米ドル建クラス A2 証券(資産成長型)

現在のところ分配を行わない方針です。

【課税関係】 税法上は公募外国株式投資信託として取扱われます。

※ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

【スイッチング】 日本においては販売取扱会社によって取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売取扱会社にお問い合わせください。

お申込みメモ

【その他】

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款を投資者に交付し、投資者はこれらの約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

<適用為替レートについて>

外貨建投資信託の売買、償還にあたり、円貨と外貨間での交換をする際には、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって販売取扱会社が決定する為替レートによるものとします。

過度の売買および短期売買に関する方針および手続

長期保有の受益者の利益を保護する目的で、管理会社は、過度の売買もしくは短期売買行為と判断される受益証券の購入申込みを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする場合があります。管理会社は、代理人を通じて、受益証券の過度の売買または短期売買を発見し、防止するためのモニタリングを導入しています。詳細については、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

お客様にご負担いただく費用

投資者が直接的に負担する費用

【購入(申込)手数料】 購入(申込)手数料は、購入金額に応じて、申込日の1口当たり純資産価格に 3.30%(消費税抜き3.00%) を上限として販売取扱会社が定めた率を乗じて得た額とします。

購入申込時点で適用される購入手数料率および購入手数料額は、販売取扱会社にてご確認ください。

【換金(買戻)手数料】 換金(買戻)手数料はありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

手数料等	支払先	報酬率
管理報酬	(管理会社が一括受領し、その中から主に以下の関係法人に対し報酬が支払われます。)	管理報酬は、ファンド証券の日々の純資産総額に対して以下の料率を乗じた額とします。
	投資顧問会社	
	販売取扱会社	ファンドの純資産総額が150億米ドル以下の部分: <u>上限年率1.45%</u> ファンドの純資産総額が150億米ドル超の部分: <u>上限年率1.25%</u> (管理報酬には、投資顧問報酬、販売取扱報酬、代行協会員報酬が含まれます。)
	代行協会員	
管理会社報酬	管理会社	ファンド証券の日々の純資産総額の <u>年率0.10%</u>
保管報酬	保管受託銀行	管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ルクセンブルグの一般的な慣行に従い、ファンドの資産から支払われます。当該報酬は、資産ベースの報酬と取引費用の組み合わせです。管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬はファンドの純資産総額に基づいて計算される <u>年率1.00%を上限</u> とする額とします。
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	
名義書換代行報酬	名義書換代行会社	(保管報酬には、別途請求される取引銀行費用、その他税金、仲介手数料(もしあれば)および借入利息は含まれません。)
その他費用・手数料		その他費用として、ファンドの運営・管理・取引費用、ファンドの資産および収益に課せられる税金(ファンドの純資産総額に対して課せられる年率0.05%の年次税がありますが、これに限られません。)、監査報酬、弁護士報酬、以上に類似するその他すべての管理費用等を、ファンドより間接的にご負担いただいております。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

税金

投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

関係法人の概要

【管理会社】	アライアンス・バーンスタンイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
【投資顧問会社】	アライアンス・バーンスタンイン・エル・ピー
【保管受託銀行／ 管理事務代行会社】	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ
【名義書換代行会社】	アライアンス・バーンスタンイン・インベスター・サービスズ
【代行協会員】	アライアンス・バーンスタン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 303 号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／ 日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会
【販売取扱会社】	

販売取扱会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
野村證券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○

* 買戻しの取扱いのみ行います。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象でもありません。

お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

初めて外国証券をお買付けになるお客様は「外国証券取引口座約款」をお渡しますので、よくお読みください。また、口座管理料については販売取扱会社にお問い合わせください。